

平成18年第6回美郷町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年9月7日（木曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

第 4 町長の招集あいさつ並びに行政報告

第 5 陳情等上程（委員会付託）

陳情第9号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書

第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（22名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	8番	泉 美和子 君
9番	武藤 威 君	10番	戸沢 藤一 君
11番	森元 淑雄 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	齊藤 新一郎 君	14番	澁谷 俊二 君
15番	泉 繁夫 君	16番	吉野 久 君
17番	深沢 義一 君	18番	・橋 正治 君
19番	戸澤 勉 君	20番	飛澤 龍右工門 君
21番	・橋 猛 君	22番	伊藤 福章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	助 役	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	町長公室長	澁谷 喜一 君
総務課長	深澤 廣 君	企画課長	小原 正彦 君
税務課長	藤原 茂夫 君	住民生活課長	鈴木 四郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛澤 明則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	齊藤 民一 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋場 雄一 君	福祉保健課長	辻 一志 君
農政課長	照井 智則 君	商工観光課長	小林 宏和 君
建設課長	照井 一夫 君	国体準備室長	澁谷 陽嗣 君
出納室長	深澤 章一 君	農業委員会 会 長	蒔野 賢之輔 君
農業委員会 事務局長	山内 英世 君	教育委員長	清水 猛 君
教 育 長	・橋 福雄 君	学務課長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼児教育課長	鈴木 隆 君

代表監査委員 久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武藤久男	参	事	渋谷新一
上席主査	後藤貞江	主	任	武田浩之

◎開議の宣告

○議長（伊藤福章君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年第6回美郷町議会議定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤福章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、19番戸澤 勉君、20番飛澤龍右工門君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（伊藤福章君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日9月7日から9月13日までの7日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

なお、会期の審議予定については、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、戸澤 勉君、登壇願います。

（議会運営委員長 戸澤 勉君 登壇）

○議会運営委員長（戸澤 勉君） おはようございます。

8月31日議会運営委員会を開催しまして、次のとおりに決定しました。定例会議の会期及び審

議内容についてご報告いたします。

会期については、本日9月7日から9月13日までの7日間といたしました。

次に、内容について申し上げます。

初日は、議長の諸般の報告、町長の招集あいさつ並びに行政報告を行い、陳情の審査を各常任委員会に付託する予定です。その後、一般質問を行う予定です。質問者は6名です。

8日、金曜日は、本会議を休会しまして、常任委員会を開催し、付託されました案件の審査を行う予定です。

9日と10日は休会といたします。

11日、月曜日は、午後1時より本会議を再開しまして、認定第1号から認定第6号までの内容説明を行う予定であります。

12日、火曜日は、11日に説明のありました認定第1号から認定第6号までの審議を行う予定です。その後、報告第16号から報告第18号、議案第52号から議案第64号までの内容説明を行う予定です。

13日、水曜日は、12日に説明のありました議案第52号から議案第64号までの審議を行う予定です。その後、委員会報告を行いまして終了の予定です。

以上、ご報告いたします。

○議長（伊藤福章君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これについて質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） それでは、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査平成18年度6月分と7月分の報告がありました。

2として、千畑ヘルス観光株式会社より、平成17年度営業報告書及び決算書の報告、平成18年度事業計画書及び収支見積書の報告がありました。

3として、有限会社あったか山より、平成17年度営業報告書、平成18年度事業計画の報告がありました。

4として、六郷開発株式会社より、営業報告及び収支決算書の報告がありました。

5として、医療法人全人会より、平成17年度決算書の報告がありました。

6として、株式会社雁の里せんなんより、平成17年度営業報告及び収支決算書の報告がありました。

7として、秋田おばこ農業共同組合代表理事組合長藤村正喜より、WTO農業交渉に関する要請書がありました。それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ並びに行政報告

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第4、定例議会招集に当たって町長の招集あいさつ並びに行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 平成18年第6回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

初めに、町長公室関係ですが、町では環境マネジメントシステム審査登録制度による環境方針の継続的改善と環境汚染の予防に努め、環境保全に関する自主的な取り組みを推進しておりますが、このたび財団法人日本品質保証機構によるISO 14001の定期審査が8月16日から18日までの3日間にわたり実施されました。対象施設は、役場各庁舎及び外部6施設であり、環境管理責任者を含むすべての部門の実施記録が確認され、特に、改善指摘事項はなく、適切と判断されました。

総務課関係ですが、8月25日に行政区再編についての説明会を六郷、仙南の両地区で開催し、具体案をお示しし、諸準備作業のため担当職員を配置しましたが、再編に向け、行政区内で円滑に話し合いを進めていただくようお願いいたしております。

また、今月1日に、町が誕生した11月1日を町の日と定め、告示いたしました。

なお、11月3日に予定しております町の日記念式典については、現在、その開催準備を進めているほか、被表彰者の選考にも着手しております。

企画課関係ですが、本年5月から実施しております美郷町空き家等情報登録事業については、8月10日現在で空き家・空き地等の登録物件が10件、それから物件情報の利用希望登録が16件で

す。適宜、情報の提供を行っており、7月に登録物件のうち1件の成約がありました。今後この事業を広く周知し、定住の促進に努めてまいります。

住民生活課関係ですが、去る7月19日付で、モーター類似旅館新築等同意申請書が提出されました。

町では、この審査を条例に基づき美郷町モーター類似旅館規制審査会にお諮りいたしました。審査会では、申請書の内容並びに建築申請地の確認のほか、地域住民の代表者の意見も聴取し、その結果、建築申請地に面する町道が従前から金沢小学校児童のマラソンコースや通常の社会学習などに継続的に使用されており、通学路に準ずる路線であるため不同意の旨の答申をいただいたところですが、町としては、審査会の答申を重く受けとめるとともに、地域住民からの陳情等も踏まえ、8月18日付で申請者に対し不同意の通知をしたところですが、

後期高齢者医療制度については、平成20年4月からスタートしますが、その運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行うことになっております。そのため、これまで広域連合設立に向けて県及び市町村で協議を進めてまいりましたが、8月28日に準備委員会が設置され、本格的な準備に取り組んでおります。今次定例会にそれに係る負担金を予算計上しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。今後、12月に規約等の議決をいただき、来年4月には広域連合設立の見込みであります。

次に、地域防災計画については、災害発生時の情報収集及び生活関連物資の調達に係る災害協力協定書の調印を9月中に行う予定です。また、現在アマチュア無線局の開設等の準備を進めているところであり、防災連絡網の着実な構築に努めてまいります。

次に、大仙美郷環境事業組合の事業関連についてご報告いたします。

一般廃棄物最終処分場建設工事は、去る6月22日に入札を執行し、6月28日に22億500万円で西松建設株式会社東北支店が落札し、契約を締結しております。工期は平成18年6月29日から平成20年3月21日までとなっております。

し尿処理施設整備工事については、8月末の進捗率が85.9%と順調に推移しており、11月末には完成見込みと伺っております。

福祉保健課関係ですが、6月に議決をいただいた「美郷町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例」に基づき、7月4日、5人の委員を委嘱しております。委員の方々は美郷町内の開業医2名のほか、町内の福祉施設に勤務する看護師1名、町外の医療機関に勤務する理学療法士1名、精神保健福祉士1名です。委員の皆様には、県主催の委員研修を受講していただくとともに、7月15日に大仙市を会場に圏域2市1町により合同で開催した委員研修に参加してい

ただき、模擬審査会で認定に当たっての統一性と公平性を図ったところです。

なお、「障害者自立支援法」により、障害種別ごとに30を超える既存施設・事業体系を療養介護や生活介護、自立訓練など六つの日中活動に再編し、施設入所等の居住支援と組み合わせてサービスを提供する新体系への移行がおおむね5年間の経過措置とともに、10月から施行されます。サンワーク六郷など、訪問や通所系のサービスを提供している事業者の多くが本年10月からの新体系移行を予定していることから、現在、町による調査のほか町社会福祉協議会などに委託し、在宅のサービス利用者に対する認定調査を進め、8月29日に1回目の認定審査会を開催いたしました。後三年更生園等の入所施設につきましては、来年4月移行を予定しているため、在宅サービス利用者の認定調査が済み次第、認定調査を行うこととしております。

商工観光課関係ですが、7月31日に発生した埼玉県ふじみ野市菅プールでの死亡事故を受けて、8月3日に行われた大仙保健所による緊急立入調査の結果、本町のサン・スポーツランド千畑温水プールについて、点検口など2カ所について改善指示を受けました。この点検結果について、翌4日の新聞朝刊に町名が掲載されたことにより、町民並びに利用者の方々にご心配とご迷惑をおかけしましたことをまずもっておわび申し上げます。

指摘箇所については、事前に商工観光課で確認し、同施設の指定管理者であります千畑ヘルス観光株式会社に対して改善指示をしており、4日午前中にはすべて改善が完了しております。改善作業期間に危険性は認められなかったため、営業休止に至る状況ではありませんでしたが、皆様に誤解を抱かせる報道があり、町では、県並びに報道機関に対し、事実確認に基づいた正確な報道がなされるよう強く申し入れております。しかしながら、本来あるべきビスが欠落していたことは事実であり、真摯にその事実を受けとめ、今後とも十分に意を払い、施設管理に努めてまいります。

建設課関係ですが、工事発注状況については、道路維持工事として町内一円の舗装補修と区画線設置工事、プレ国体関連事業としての舗装補修工事などを発注しており、8月末現在で総額1,939万3,000円の発注額です。また、業務委託関係では、測量設計6路線を発注し、同じく総額1,538万2,000円の発注額です。道路改良舗装工事では坪立線他22路線を発注し、総額1億8,206万3,000円の発注額です。

また、六郷東部地区簡易水道事業と公共下水道事業はアロケーション工事として、2億4,034万5,000円を発注し、総額4億5,718万3,000円の発注額となっております。

特殊な事情があるものを除き、昨年比べて早い時期での発注となっており、今後とも事業執行計画に沿って円滑な業務推進に努めてまいります。

農政課関係ですが、平成18年度の生産調整対策については、生産目標数量配分率 71.64%、農家別転作目標面積 1,651ヘクタールを全町一律配分でご協力をお願いし、実施面積 1,654ヘクタール、達成率 100.2%となっております。なお、青刈り等の二次確認は8月23日から8月25日までの3日間で、関係期間及び推進員の協力を得て作業を終了しております。

次に、平成19年度から始まる新たな経営安定化対策については、6月以降、集落説明会を延べ53カ所で開催し、延べ893名の出席をいただいております。現在、41集落で集落営農組織の設立に向け協議を重ねており、9月3日には仙南地区の1集落が既に集落営農組織を立ち上げております。

なお、町内の認定農業者数は、6月に29名を新規に認定し、8月末現在で516名となっております。

次に、平成19年4月1日の合併を目途に協議を重ねてまいりました仙北郡金沢西根土地改良区と秋田県南旭川水系土地改良区の合併予備契約調印式が7月13日に行われました。

今年度から2カ年継続事業で建設を予定している堆肥センターの運営については、8月1日に美郷町堆肥センター運営検討委員会を設置し、農業団体、畜産団体、園芸作物生産団体などの代表者21名で今後の運営方法について検討を進めております。

害獣の駆除については、外川原の樹園地内で8月14日と19日に推定年齢5歳以上のツキノワグマ2頭を捕獲しております。

次に、平成19年度から始まる新たな経営安定対策の両輪として実施されます「農地・水・環境保全向上対策事業」については、町内全地域対象として、7月に取りまとめた結果として67団体、5,587ヘクタールの事業要望があり、これを県に報告いたしております。

国体準備室関係ですが、8月19日から22日まで4日間、第62回国民体育大会自転車競技リハーサル大会として開催された第41回全国都道府県対抗自転車競技大会は、初日から好天に恵まれ、ロード・レース、トラック競技ともに大過なく大会を終えることができました。開催地としての秋田県勢の活躍も目覚ましく、男子総合優勝という23年ぶりの快挙を成し遂げました。

大会運営に当たっては、ボランティアの皆様の活躍を初め、各般の協力や協賛をいただいたことに感謝いたしております。大会運営上改善すべき点がありましたので、今後予定されるパドミントン競技リハーサル大会の運営とあわせて検討を加え、国体の本大会に反映させてまいります。

学務課関係ですが、登下校時の子供たちの安全を守るために、青色回転灯パトロール車出発式を8月23日に行っております。これは公用車4台に青色回転灯を取付け、町内をパトロールするもので、「子ども見もり隊」ボランティア事業とともに、今後とも地域の皆様のご協力を得なが

ら、犯罪の抑止につなげてまいります。

また、千畑中学校の外国語指導助手が新たに8月よりアメリカから赴任しており、児童生徒の語学力の向上と国際交流伸展に努めていただけるものと期待しております。

社会教育課関係ですが、中学生海外研修事業は申込み人数が8名と少人数でしたが、海外研修に対する意欲の芽を大切にしたいという観点で計画どおり実施し、無事オーストラリアでの研修を終えております。

また、合併後初めて3地区合同の成人式を8月15日、仙南公民館において開催しました。239名のご出席をいただき、改めて合併の意義を感じていただいたものと思います。新成人の皆様の今後の活躍をお祈りいたします。

続きまして、提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

認定第1号 平成17年度美郷町一般会計決算認定についてですが、歳入 133億 4,760万 5,000円、歳出 124億 9,063万 5,000円で、歳入歳出差し引き 8億 5,697万円でありました。このたびの決算は、合併後初めての通年決算であります。経常収支比率が96.1%で、16年度決算の95.5%に比べ0.6ポイント悪化した結果となりました。その原因として、歳入では国が進める三位一体の改革による地方交付税や国庫支出金の削減の影響によるところが大きいわけですが、歳出では平成13年度ごろから年度当たりの起債額が増加傾向にあり、その元金償還が始まったことなどが挙げられ、今後も引き続き行財政改革を積極的に推進するなど、財政の健全化に向け、今まで以上の覚悟をもって取り組まなければなりません。

認定第2号 平成17年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてですが、歳入25億 200万 2,000円、歳出22億 555万 6,000円で、歳入歳出差し引き 2億 9,644万 6,000円でありました。

認定第3号 平成17年度美郷町老人保健特別会計決算認定についてですが、歳入26億 2,168万 5,000円、歳出26億 2,168万 5,000円で、歳入歳出同額でありました。

認定第4号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてですが、歳入9億 2,034万 3,000円、歳出8億 9,380万 8,000円で、歳入歳出差し引き 2,653万 5,000円でありました。

認定第5号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてですが、歳入3億 1,640万円、歳出3億 650万 5,000円で、歳入歳出差し引き 989万 5,000円でありました。

認定第6号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてですが、歳入2億 1,277万 8,000円、歳出2億 1,144万 1,000円で、歳入歳出差し引き 133万 7,000円でありました。

報告第16号、17号及び第18号 専決処分事項の報告についてですが、町道のくぼみが原因で発生した車両損壊の賠償事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたのでご報告するものです。

議案第52号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、任期満了に伴い引き続き人権擁護委員として推薦したいので意見を求めるものです。

議案第53号 字の区域の変更についてですが、圃場整備事業の施行に伴い字界を変更したくお諮りするものです。

議案第54号 美郷町土地開発基金条例の一部改正についてですが、当面基金による土地取得の計画がないことから、基金の額を減額することについてお諮りするものです。

議案第55号 美郷町手数料条例の一部改正についてですが、採石業者の登録事務について県から権限委譲を受けることに伴い、その手数料の額を定めることについてお諮りするものです。

議案第56号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、障害者自立支援法の施行に伴い美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷が行う事業に関する規定を改正することについてお諮りするものです。

議案第57号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてですが、健康保険法の改正にあわせて、出産一時金及び葬祭費の額を改正することについてお諮りするものです。

議案第58号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正についてですが、六郷東部地区簡易水道の給水開始により加入金の額を定め、料金を改正することについてお諮りするものです。

議案第59号 美郷町企業誘致条例の一部改正についてですが、企業誘致を促進するため、誘致企業の指定の基準を緩和することについてお諮りするものです。

議案第60号 平成18年度一般会計補正予算第3号についてですが、平成17年度からの繰越金の増額、またそれに伴う財政調整基金への積立金、町道の災害復旧事業費、町債の繰上償還に要する経費等についてお諮りするものです。

議案第61号 平成18年度国民健康保険特別会計補正予算第2号についてですが、平成17年度からの繰越金の増額、保険財政共同安定化事業拠出金、療養給付費等負担返還金等についてお諮りするものです。

議案第62号 平成18年度簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてですが、平成17年度からの繰越金の増額、またそれに伴う一般会計からの繰入金金の減額についてお諮りするものです。

議案第63号 平成18年度下水道事業会計補正予算第2号についてですが、平成17年度からの繰越金と町債の増額、また、それらに伴う一般会計繰入金金の減額についてお諮りするものです。

議案第64号 平成18年度農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてですが、平成17年度からの繰越金の増額、また、それに伴う一般会計繰入金の増減についてお諮りするものです。

以上、行政報告並びに提出議案の概要につきましてご説明申し上げます。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、終わります。

◎陳情上程（委員会付託）

○議長（伊藤福章君） 日程第5、陳情第9号中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りいたします。

この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

陳情第9号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定しました。

◎一般質問

○議長（伊藤福章君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告の順に許可いたします。

質問者は一般質問席に登壇して発言してください。

◇ 戸 澤 勉 君

○議長（伊藤福章君） 19番戸澤 勉君の一般質問を許可いたします。19番戸澤 勉君、登壇願

ます。

(19番 戸澤 勉君 登壇)

○19番(戸澤 勉君) それでは、質問させていただきます。

残暑がことのほか厳しかったこの夏でありましたが、皆様体調はいかがでしょうか。間もなく稲刈りシーズンを迎える季節となり、豊作を願っております。

私の質問は、現在、六郷地区で工事中の東大通り線改良舗装工事についてであります。

6月12日に議会が美郷町内の公共施設と主要事業の視察研修会を実施し、意見書を町長に報告しており、議会報にもこの工事に対して費用対効果の検討、完成後の活用の検討、延長の再検討等が載せられ、町民の方々に報告されております。

第1に、この工事が合併以前からの引き継ぎ事業であります。どのような目的から計画されたのか伺いたします。

第2に、南の入口からすぐカーブになっておりますが、当初計画は直線だったと聞いております。用地買収の難航によりカーブになったと思われませんが、その時点で事業の中止は検討されたのでしょうか。

第3に、この工事にこれまで多額の費用がかかっていると思われませんが、設計委託費、用地買収費、損失補償費などの額をお知らせ願いたい。また、旧町村別の種目別単価はどのようになっているかその資料の配付をお願いします。

第4に、工事の継続延長にはさらに多額の費用が予想され、中止の決断をすべきと思いますがどうでしょうか。

第5に、メロンで有名な夕張市の財政危機が表面化してから町民の方々の町財政を心配する声も多くなりました。8月26日付の魁新報朝刊のトップに、県内市町村別公債比率が公表され、さらに関心が高まっており、我が美郷町もわずかながら全県平均を上回っております。この工事に批判や疑問の声も数多くあり、町民の方々に何らかの説明が必要と思われ。いずれ貴重な税金を無駄遣いしているとの批判を招かないように、町民の信頼が何より大切であり、新生美郷町の力強い歩みの源であると信じ、私の質問とします。

○議長(伊藤福章君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長(松田知己君) 戸澤議員のご質問にお答えする前に、議員からお話がありました資料の配付をお願いいたしますので。

○議長(伊藤福章君) 資料を配付するまで暫時休憩いたします。

(午前10時33分)

○議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時35分)

○議長（伊藤福章君） 町長、答弁を求めます。

○町長（松田知己君） それでは、戸澤議員の質問にお答えいたします。

初めに、東通り線整備の目的についてですが、六郷町では昭和50年ごろに旭町及び東高方町地域において道路、公園、宅地などの機能を一体的に整備するため、安楽寺土地区画整理事業を実施しております。その後、昭和60年代に入り、この北側に宅地開発を誘導できる道路の整備要望があり、昭和60年に策定した六郷町総合計画事業実施計画の中に、幹線及び宅地供給路線として当該路線の整備計画を盛り込んでおります。その後、平成12年3月に、既存の東大通り線の六郷字新町から安楽寺までの延長 624メートルに、安楽寺から琴平東間の未供用区間 612メートルを追加して町道認定の変更をしておりますが、こうした経緯を踏まえて具体化された事業ですので、事業目的はそうした目的であると理解しているところです。

次に、事業化に当たった経緯ですが、六郷町における平成16年度当初予算編成作業において事業化が検討されておりますので、具体的には、15年12月ごろから計画がなされたものと存じます。当初、議員ご指摘のとおり、直線道路の計画だったようですが、予算化に当たり事前に用地関係者に打診したところ、同意できない方がいらっしゃったため、その時点で直線ルートを変更し、変更したルートで再度用地関係者に説明、おおむねの了承を得て当初予算案に計上した旨確認したところです。そして、平成16年3月定例会での予算審議を経て予算が可決されております。その当時ルート変更を決めた時点で中止を含む検討がなされたかどうかは、現時点では把握することは難しいものですので、ご理解いただきたいと存じます。

そしてその後、平成16年7月に測量設計を発注し、16年11月の合併を迎えております。

美郷町としては、六郷町からの継続事業として16年度の暫定予算等に引き継いでおります。

次に、設計費や用地買収費、損失補償費等についてですが、年度ごとにご説明申し上げます。

平成16年度は委託費として、路線測量設計や用地測量業務、登記囑託業務に 1,576万 4,000円、工事費として畦畔設置工事に81万 3,000円、用地買収費として7名の方に 1,772万 4,000円、補償費として、建物等移転補償 1,535万 4,000円、合わせて 4,965万 5,000円を予算執行しております。

平成17年度は16年度に測量設計した内容の一部修正のための設計業務委託や登記囑託業務に 129万 3,000円、工事費として改良工事に 1,859万 1,000円、用地買収費として16年度に協議した3名の方に 1,731万 4,000円、補償費として同様に調整を終えている建物等移転補償費 1,302万 8,000円、合わせて 5,022万 6,000円を執行しております。

また、18年度は野中筑後屋敷線と西琴線間の舗装工事を主体として 2,100万円を計上しており、計3カ年間で1億 2,088万 1,000円の予算状況となっております。

また、ご質問いただきました旧町村別の買収単価につきましては、お配りした資料のようになっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、事業の継続の是非についてであります。工事未着手の西琴線から中央通り線にかけての延長 390メートルの区間については、16年度から17年度にかけて既に用地買収などを行っている箇所もあることから、中止の判断には多くの課題が伴いますが、議員ご指摘のとおり、計画どおり事業を継続していくには、これまで以上の経費が必要と見込まれます。私としましては、旧町村からの継続事業については、住民との約束や行政展開に必要な判断など、さまざまな経緯が存在し、そのための事業展開と理解して引き継いできておりますが、当該路線につきましては、計画策定及び事業着手を判断したときとは住民ニーズなども変化している状況のようであり、また、議会からも先日の現地視察を踏まえてご意見をいただいているところですので、改めて美郷町として事業効果などを検討するとともに、買収用地の多目的転用やルート変更など、あらゆる可能性も視野に入れ、事業の是非を検討してまいりたいと存じます。

そのため、差し当たり来年度は、事業を休止したい意向です。

なお、18年度予算についてもさまざまな状況をかんがみ、事業推進については、当初計画どおりではない内容で予算計上をしております。

いずれ、議員ご指摘のとおり、美郷のまちづくりには健全財政を基本に置きながら、住民の理解と住民の信頼を大切にしたい取り組みが肝要と認識しておりますので、当該路線に係るさまざまなご指摘を踏まえ、このたびの答弁では経緯を含めて詳しく説明、答弁させていただきましたので、どうかご理解をお願いし、答弁にいたします。

○議長（伊藤福章君） 19番戸澤 勉君、再質問ありますか。許可します。

○19番（戸澤 勉君） 再質問はありません。大変詳しく丁寧に答えていただきましてありがとうございます。よろしくご検討をお願いします。

○議長（伊藤福章君） これで19番戸澤 勉君の一般質問を終わります。

◇ 武 藤 威 君

○議長（伊藤福章君） 次に、9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君） 9番武藤でございます。

まず最初に、生活保護をめぐる問題についてでございますけれども、高失業率が続き、ワーキングプアの増大など、我々の生活の困難が続く中に、社会保障制度の改悪も影響して、全国的に見ると生活保護利用者は10年連続で増加しまして、ある新聞で見ましたけれども、利用世帯が106万世帯、利用者が149万人、保護率は1.2%と、95年比で1.7倍かと、いわゆる利用人数、人員として報告されておりました。しかし、県、また町の状況等を見ますと、生活保護制度が出番にふさわしくその役割を果しているかといえば、到底言えないのではないかと思えるわけでございます。全国的、全国的に見ても保護の利用資格があるのに、現に利用している世帯は約20%から30%どまりと報告されておりました。我々の生活が深刻になっている今こそ利用しやすい生活保護が求められているにもかかわらず、2006年には老齢加算がご承知のよう全廃されました。また、母子加算や保護基準全体の削減が強行されております。

こうした中で、北九州市では、保護を拒否されたことによって餓死者も出ておりますし、ついでの間では、秋田市役所福祉事務所の前で抗議の自殺が起きているような異常な事態となっております。一体これをどのような見方をしているのかということでございます。

例えば、最低生活の生計の試算をする場合、最低限度の生活を保障するいわゆる費用でございますけれども、例えば、70歳以上の高齢でひとり暮らしの場合、1日当たり1,850カロリー必要だそうでございますけれども、それには例えば卵、肉、魚介類、またそういう食品を購入するには1日1,000円から850円ぐらいかかるそうでございます。

また、年寄りにありがちな引きこもりにならないように、やっぱり友達と刺し身で、また天ぷらで一杯やりたいということも二、三千円ぐらいの計算になると思いますけれども、そのほか、

水、光熱費、交通費、通信、、ポリ袋、トイレットペーパー、部落会費、香典、住宅費、また税金など等を引くわけでございますけれども、そういう中で、その最低生活費でございますけれども、生活保護は一体最低生活を営む上で必要な経費の何割ぐらい、何%ぐらい町では見ているのかどうかといことでございます。

ということで、こういう厳しい状況の中、美郷町内の実際の保護利用資格の状況をどういう観点から把握しているのか教えていただきたいわけでございます。

また、福祉事務所、役場の指導、指示が次第に厳しくなっているように、そういう声が聞かれますけれども、この生活保護法も受給者の自由を尊重しなければならないと定めておるわけでございます。この指導・指示は強制でないとは思いますが、このことを確認の意味で、町の考えをお聞きしたい。

そのついでと言っては悪いですが、そういう計算をする場合、土地や家、電話、電気製品や車など持っているなど、どの程度まで許容範囲となっているのか、中には車があるからだめだというような裁判まで起きているところもあるわけでございますので、その辺を聞いてみたいと思います。

また、町民の声で聞かれるわけでございますけれども、やはり、自分がそういう生活をしているということで、心苦しいという、私から見れば当たり前の正々堂々とやってもらいたいわけでございますけれども、申請用紙がいちいちこごまって出さなくてもカウンターの前に置くことはできないのかと、その辺を聞きたいと思います。ちょっと時間がありますので、はしょってやめますけれども。

次に、町内の子供たちに自然体験を通じた環境学習をとということでございます。

実は私事ですけれども、私の孫は漫画家になると言っていて、漫画が好きで、増田町にあるまんが美術館によく連れていかれますけれども、その一隅に矢口高雄さんのこんな言葉が紹介されていました。「見上げれば山、見渡せば山、喫茶店も映画館もデパートもない。山の中の僕の村。あるのは山々と1本の細い流れ、好むと好まざるとにかかわらず、その山と川が僕の遊び場であり、勉強部屋であった。子供同士けんかもしたし、お腹をすかせてひもじい思いもした。贅沢なものは何一つなかったが、自然の中にどっぷりともぐり込んで満ち足りていた。今の子供たちに体験させてやりたい思い出だ」という文章がありましたけれども、やはりこれはそれでなくとも今現代病とでもいいますか、不登校やいじめなどが年々起きておるわけでございます。美郷町にはないと言われておりますけれども、結構裏の方でも小さなものからあるわけでございますので、その辺も含めまして、それに関連ございますのでこれを取り上げたわけでございます。

やはり、この美郷町にも緑のダムと言われる山々の保水、また、川の水は我々の暮らしと社会に密接にかかわってきましたが、でも現在の子供たちは蛇口をひねれば水が出る。六郷の清水はじゃりとり穴さ水を入れれば、それが自然にわき出てくると。そういうことを言うわけでございます。しかし、こういう蛇口をひねれば水が出るというのは、現在当たり前となった。いわゆる便利さを手に入れた、その一方でその水を得る源となるダムの役割を果たす山々や水田、小川、堰などへの感謝の念、畏怖の心を忘れかけているのではないかと私は思うわけでございます。

そして今それに追い討ちをかけているといいますが、今、川、小川、堰は汚くて危ないと我々もですけれども、子供たちをそれから遠ざけているのではないかとと思われるわけでございます。小川、堰にはさまざまな自然があつて、そこには子供たちをわくわくさせる生き物があるわけでございます。環境学習や自然体験の場として、多面的な材料を与えているのが川、堰なのだと思うわけでございます。

その前に、なぜこの川が汚いのか、この堰はどこから、何が原因で汚れているのか、やはりこういうものは子供たちはもちろんですけれども、我々もですけれども、みんなで考えたいわけでございます。

ところで、今農地、水、環境保全対策が叫ばれている中、美郷町における生活基盤もですけれども、将来を担う子供たちに生活環境の整備においては、景観や自然環境との調和に配慮した生き物や自然との共生を図るための整備も必要になってくると思えますけれどもどうでしょうか。先月の8月5日に、ことして第8回目となるわけでございますけれども、茨城県のつくばから36校、先生たちが11人、昨年も来ましたが、その中には筑波大の先生、教授もことしも来ました。我々がふだん何気なく使っている水の原点を探りたい。勉強したいと。今回も美郷町に来て、標高700メートルぐらいですけれども、そのあたりまでブナ林まで東山に登りました。私もことしも一緒に同行しましたがけれども、そのたんに思うわけでございます。山道を歩きながら、子供たちがその教授、先生に、ブナ林付近の土の層や石を砕いて、その石は安山岩だ、ほとんどだそうですけれども、その風化の様子や石の種類、また蓄積されているどこを掘っても虫から何から出てくる。初めて、何気なく歩いておりましたけれども、私も経験しましたがけれども、びっくりしましたがけれども、一生懸命腐葉土をつくり、いわゆる保水の役目をする土をつくっているその姿を教わったり、本当にそういうものを目で見、耳で聞き、これは本当の意味での自然環境学習だなとつくづく感じたわけでございます。

実は合併前に、旧千畑町、仙北町、六郷町、仙南村の各町村長に、地元の子供たちにもそのような体験の場を与えたらどうかと。与えてくださいと。お願いに回りました。たしか松田村長さ

んにも行った。盛り忙しくてちょっとの時間でしたけれども、行きましたけれども。そういう機会を逃しているのではないかと。やはり学校の生徒全部と言ってもあれですから、今学校数ありますけれども、各学校からとりあえずといっても、1人でも2人でも、その子供たちの一緒に企画にまぜられながら勉強させてやれば、ついでですから金も余計かからないだろうし、本当にいい勉強になるのではないかなと。そこあたり、そういうことでございます。

それから、次に、補償問題についてでございますけれども、特に、冬季間に多いんですけれども、杉並木、松並木、仙南の公園の周りから雪塊が落ちて、車が壊れたと。人身事故に至らないで本当にいいと思っておりますけれども、毎年のようにありますけれども、またブルで除雪のために屋根の角っこぶっ壊したとか、そういう物損事故が起きてそのたびに示談金など今回も今町長の所信表明でもありましたけれども、道路の件でありましたけれども、そういうものがあるわけでございます。これ見れば、どこあたりまで町として責任持てばいいのかわかりませんので、私少し例を出しましたけれども、例えば、学校で水泳の時間中にけがをしたときのそのときの学校側の賠償責任はあるのかどうか。ところでふざけ合ってけがした場合、何となるのか。

また、学校の中でスポーツや遊び中にけがをしたときの賠償責任。

また、台風などで恐らくこれ町だと思えますけれども、看板倒れたり、木の枝が落ちてきてけがをした、あるいは車を壊したと。先ほどもありましたけれども町道の欠陥が原因で負傷した。けがをした。物損事故を起こした。ただ、これどの程度の欠損か欠陥道路かと、その辺の町の判断があったら教えていただきたい。

また、野球活動をして野球部の練習中にデッドボールが当たって負傷した。この賠償責任はあるのか。

また、いじめに遭ってあるのかどうか、怪我した場合。

またこれと直接関係あると言え、これは恐らくないと思う。全般的に言えばあると思えますけれども、ついでですので項目に加えましたけれども、町で定める要綱や協定について町長が定める規則とはどのような効力、どこまでのありますかと。

最後ですけれども、もう5分かかってやります。

国体のリハーサル大会、本当にご苦労さまでした。町長初め、職員初め、ボランティア初め、多くの町民の力を借りながら、大成功に向けてやって本当によかったです。朝早くから大会当日なんかは5時まで行かないといけない、6時まで行かないという、口説きではないけれども、そういう声も聞こえてきましたけれども、本当に皆さんの協力で来年の国体は間違いないと、私自転車しか見ませんけれども、と思っておりますけれども。

ただ、私この自転車しか見ませんし、余り手伝わないでしまって、ただ見にばかり行きましただけども、実は私事で悪いですけれども、たしかきょう傍聴の中でも私の後輩もいてわかって生き証人だと思いますもので、私も実はずっと昔ですけれども、自転車をやって、一応インターハイに出まして、いい気になって予選のときは半周ばかりするところを追い抜いていきましたら、決勝で、みんなに組まれて絶対前に出れないでビリになった苦い経験がありますので、よくわかります。

そういう中で、今回はアナウンスの方は本当にソフトな声で、本当に適した、本当にいい声の持主で、ぜひとも本大会でもやってもらいたいと思います。

しかしながら、ただ「失礼しました。失礼しました」がちょっと多かったような感じがしました。ということは、これはアナウンスの責任でないと思います。経験不足だと思いますし、よその大会を見ていない結果ではなかったのかなと思うわけでございます。やはりアナウンサーはアナウンスは大会を盛り上げる最も重要な一番のいい仕事と言えいいんだか、一番目立つ、一番そのアナウンスによって、その大会が盛り上がる大事な仕事だと思います。

ですから、私なりに感じたことですがけれども、実は私、ロードレースの出発点の席を借りて見てみましたけれども、やはりロードレースも全員の選手が、先ほど町長の報告がありましたけれども、その育った県、現在の県の代表、背中に何々県というものを背負ってはるか遠くから勝負をかけた来ておるわけでございまして、やはり県の誇りを持って各選手ともやっているはずでございますけれども、しかしながら、特に最終ゴール近くになれば、「秋田県のだれそれ何番目に出ていました」と専門に秋田県の選手の名前だけ言って、これは実は次の日のトラックレースのバンクレースのときに一服上からたばこ吸いにいきました。これはよその県のちょっと大坂あたりの声だけれども、そういう人の声がこうでした。「もうちょっと考えた方がよくないかと」という声です。実は私の声ではありません。やはりそういう声がありました。なるほどなと思いました。

例えば、各ポイントの説明もございましたけれども、何ポイント目に行きましたと。しゃべっている人と選手と本当に選手のサポーターやっている人ぐらいはわかるけれども、一般の我々はわからない。例えば、どこそこのカントリーの前を歩きましたとか、大体现時点に来るには何キロくらいありますので、何々県のだれそれさんと何々県のだれそれさんと第一集団は何分くらいに着くと予測されますとか、そういうもうちょっとつけ加えて。ただ、今の段階、1人のアナウンスでは無理だと思います。やはり同じ2人くらいおって、タイムを言う人と、経過報告を言う人、これは恐らくトラックレースでも同じことが言えるわけでございます。

例えば、私もやったことがございますけれども、タイムトライアルやスプリント、やはりそれを入れてもらったりする直前に「何々県の武藤君」ってなれば、闘志がわいてくるんですよ。何かあれを見ていたら半周ぐらい回っていったら、今走っているのはだれそれさんとだれそれさん、何県も言わないで。あれでは、選手も初めての経験の人もおると思います。やはりそうでなく、出発のゴール、それからタイム結果も言わなければいけない。やっぱり1人でなく、タイム結果は、「このときはおれがタイムを言うぞ、紹介はここらあたりでおれやるぞ」と、そこらあたりまでやらなければ、本当に盛り上がりません。せっかくの金かけて、みんなが難儀してやれないのではないのと思うわけで、やはり区切りのよいというか、いいですか、おれは本当によくできたと思いますよ、大会も進行も、ただ、ちょべつとしたそのアナウンサーのタイム、アナウンサーは悪くない。その言う場所がちょっと最後に思ってもらいたいのは、何か我々も秋田のあれ走ってきた、勝てばいいとそうは思いますけれども、やはり全国大会ですから、やっぱり全県の秋田県の武藤と言え、それ背負って負けたくない、恥かく、そういうやつをみんなそうやって来ているものですから、そこあたりもうちょっとまだまだこれから大会もあると思いますので、もうちょっと係の人やまずアナウンサー初め、1年間勉強してやれば、今の何十倍という素晴らしい国体を終わらせることができるのではないのでしょうか。ここではこれで終わります。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 武藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、生活保護に関する質問ですが、まず町内の生活保護の利用資格状況の把握とのことで、生活保護は、生活保護法第4条におきまして、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活を維持するために活用することを要件として行われることとされておりますが、この要件に該当する方がどの程度いるのかについては、実際に申請がなされ、必要な調査を行いませんと判断できないことでもありますので、把握が困難であることにご理解をいただきたいと存じます。

また、生活保護世帯に該当するかどうかの要件確認のための個人資産等の調査及び保護の決定は、保護の実施機関である県の南福祉事務所が行うこととされており、役場では各地域の民生委員と協力して、生活保護世帯の各種相談に応じているほか、医療券の交付や保護申請を受け付けております。

なお、現在、美郷町の生活保護受給世帯は83世帯となっております。

次に、被保護者に対する指導及び指示につきましては、議員ご指摘のように、生活保護法第27条第3項の規定上、強制し得るものではないと私どもも認識しております。

また、土地や家屋など資産要件の具体的運用については、実施機関の判断によるものですので、私からは答弁を差し控えさせていただきます。

保護申請書についてですが、現在、申請書は受付の窓口となっている福祉保健課及び各総合サービス課に備付けおり、依頼があればお渡しできるようにしておりますが、今後は自由に直接お持ちいただけるようにしてまいります。

次に、町内の子供たちへの自然体験を通じた環境学習をについてですが、議員も触れていらっしゃいましたが、つくば市との交流は霞ヶ浦と湧水群との水との水環境の違いを実際に体験することによって水の大切さや水との関わり方の重要性を認識し、水環境保全の意識を向上させる目的で継続実施してきております。

今年度は8月6日に、つくば市より小学5年生の代表児童36人が美郷を訪問し、清水の水質調査や丸子川の水生生物調査、美郷の水の源流をたどるため七滝土地改良区のブナ林の見学などをしております。

8月17日からは、美郷町の児童42名がつくば市等を訪れまして、霞ヶ浦の水質調査や水生生物の調査を実施し、水の保全や水環境の大切さを学習しております。

議員ご提案の美郷の水について美郷の子供たちにもというふうなお話しですが、七滝のブナ林見学学習については、議員ご指摘のとおり、子供たちの自然を大切に育むには、大いに効果があると思いますので、来年度のつくば市との水環境学習交流において、美郷の参加児童も一緒に七滝のブナ林の見学学習を実施できるように検討してまいりたいと存じます。

なお、現在、美郷町においてはさまざまな機会をとらえて子供たちに自然に親しんでもらう施策を実施しており、学校では総合的な学習の時間を利用した自然環境学習や農業体験、保呂羽山少年自然の家での宿泊体験などを実施しているほか、生涯学習では夏休み、春休みに、自然や環境にちなんだ体験学習等を実施しております。今後もこうした取り組みは推進してまいりたいと存じます。

次に、補償問題についてですが、学校での水泳やスポーツ、スポーツ少年団活動を除く課外活動など、学校管理下において発生した事故等については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度がありまして、負傷や疾病、傷害、死亡に対して共済金が給付されることとなっております。ただし、多数の住民が被害を受ける風水害、震災等の場合は給付はありません。

また、スポーツ少年団活動においては、団の登録と同時にスポーツ保険に加入することが義務づけられておりますので、その適用を受けることになります。

また、台風などの際、看板などが飛んで負傷した場合の賠償ですが、基本的に町の管理に瑕疵がない場合、賠償責任はないものと考えますが、瑕疵に起因した偶発、偶然の事故の場合は賠償責任があるものと考えます。

また、町道の欠陥が原因で起きた事故についても、管理に瑕疵があった場合は賠償責任が発生するものです。どの程度で賠償責任が発生するかについては、ケース・バイ・ケースでありますので、その場合によって違いがあることにご理解をいただきたいと存じます。

また、いずれの場合も町に損害賠償がある場合に、町が今現在全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますが、それが適用になることとなりますので、ご理解いただきたいと存じます。

最後に、国体リハーサル大会についてですが、大会を終えての感想ですが、協議役員、あるいは実施本部員にあっては、実際に大会運営を体験したことが何よりよかった点ですし、ボランティアの方々からは、充実感があったという感想もあり、こうした達成感が本大会の意義だったと認識しております。

一方、議員がお触れになったとおり、大会運営及び競技運営に改善すべき事項も多くあったものと認識しておりますが、細部にわたる課題については、現在、運営に当たった競技役員や実施本部員、ボランティアの方々や協賛をいただいた関係者の方々に反省点やお気づきの点をお寄せいただくようお願いしております。9月中旬をめどに取りまとめを行うこととしております。その後、早い機会に実行委員会として今回の大会を総括し、12月開催のバドミントン競技リハーサル大会の参考にしていくとともに、来年度の本大会に向けた改善につなげてまいりたいと存じます。

アナウンスについてですが、スポーツ実況のアナウンスはその種目のルールや出場選手の情報を熟知した上で、臨機応変の対応が求められるものと思いますので、本大会に向けての課題として認識し、対処してまいりたいと存じます。

また、競技運営に係るご提案並びにアナウンスに係るご提案については、基本的には競技団体が担うものでありますので、ご提案の内容を詳しくお伝えしてまいりたいと存じます。

いずれ、今回のリハーサル大会を検証し、よりよい大会運営及び競技運営に向けて準備を進めますので、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

- 議長（伊藤福章君） 9番武藤 威君。
- 9番（武藤 威君） すぐ終わります。

生活保護をめぐる問題については、やはりこれも難しい問題だと思いますけれども、ただ、ちょっと気になるのはこの委員にいるかいないかわかりませんが、民生委員ですけれども、こういう中で結構問題が起きておることもあるわけですので、中身は余りしゃべりませんが、町長はそういうプライバシーのことはやらないというけれども、そういう関係で、民生委員関係がちょっとあっちこちで、町内にはいないとは思いますが、そういう問題がありますけれども、それいづれにしても窓口に出すということで本当にありがとうございます。ぜひそうしてもらいたい。

それから、2番目の環境学習ですけれども、やはり先ほど言いましたけれども、子供たちに今住んでいる自分のところが本当に誇らしいと、子供たちに再確認してもらいたいものだなとつくづく思うわけですので。美郷町にはこのようにきれいな水や空気、水の源である東の山々、それから平野の田園風景、農地や水、水路、ため池、湧き水、生息する動植物の中で我々は生きているんだと、一緒に共存しているんだと、このような町民の財産であるこの地域資源を我々を通じて、子供たちを通じて、未来に残すためには、やはり行政や維持管理団体だけでなく、町民こそやっていかなければできない問題だなとつくづく考えております。来年度からその子供たちに少しずつでもそういうことを教えていきたいということで、実施したいということで、本当にいいことだと思いますので、ぜひお願いします。以上です。時間です。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで9番武藤 威君の一般質問を終わります。

これにて10分間休憩します。11時25分再開します。

（午前11時15分）

○議長（伊藤福章君） 会議を再開します。

（午前11時25分）

◇ 澁谷俊二君

○議長（伊藤福章君） 14番澁谷俊二君の一般質問を許可いたします。14番澁谷俊二君、登壇願

ます。

(14番 澁谷俊二君 登壇)

○14番(澁谷俊二君) 私は2点ほど質問をいたしますけれども、この質問は町民の声、いろいろと強い要望がございまして、私代弁させていただくところでございますので、ひとつよろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

第1点目は、はり・きゅう・マッサージへの助成についてでございます。

いよいよ秋本番、収穫の時期となりました。今農家は刈取り作業準備等で大変お忙しい毎日と思います。ことしは病害虫の被害も少なく、収穫の方も大いに期待できるのではないかと、こう思っておるところでございます。しかしながら、豊作即増収につながらないのが今の米事情でございます。しかし、収量が上がりますと、農家にとって何よりの喜びであり、活力源となります。ぜひとも豊作であってほしいと願っておる1人でございます。

さて、収穫も終え、一段落しますと、毎年のことですが、私どもの年になりますと足や腰、肩にかなりの痛みの感じます。これは農家の人に限ったわけではございませんけれども、自営業の方、あるいはサラリーマンの方、同様と思いますけれども、痛みを感じた始めはすぐに治るだろうと、このように思いまして、なかなか医者、あるいは治療院へ行かないわけですが、だんだん痛みがひどくなってきますと、どうしても治療院へ通わざるを得なくなるわけでございます。しかし、かかる費用がばかにならないわけでございますので、大変躊躇するわけでございます。今、町では高齢者の健康維持増進を図るため、満65歳以上の町民の方々に費用の一部助成をしておりますが、現在は高齢者でなくても足、腰、肩に痛みを感じ、悩んでいる方が少なくないと思います。しかしながら、先ほど申し上げましたけれども、費用面を考えますと簡単に治療を受けるということができないのが現状でございます。

実は私も春先にひざを痛め、いろいろな治療院へ通ったわけですが、今は痛みの方もおさまっておりますけれども、かなり懐の方が痛かったと、こういう思いがございまして。これは、私の不注意から起きたことですが、このようなことが多々あるかと思っております。

町民の健康を守るためにもこのはり、きゅう、マッサージ等への費用の助成年齢を見直すべきではないかと思っておりますけれども、町長の考えをお伺いしたいと思っております。

次に、2点目に入らせていただきます。

2点目は、南部斎場への車いすの常備についてでございます。

斎場には、親族はもとより親戚、縁者、友人など、個人との最後の別れを惜しむために多くの方々が訪れるわけでございます。中には体の不自由な方もおられるでしょう。特に足の不自由な方に

は車いすが必要でございます。先日、ある友人に、こういうことを言われました。「何で火葬場に車いすがないんだ。この前大変だったで、何とか車いすを用意してくれ」と言われたわけでございます。恐らくこの友人は、その人の世話をしたことだと思えますし、ただ、世話をした難儀よりも、その人本人の心情を察し、やり切れない気持ちになったのではないかと、このように思っております。

福祉の充実した町美郷町です。斎場は町の管轄外かも知れませんが、行政の支援も必要かと思えます。また、その他、公共施設等でも同じことが言えると思えますけれども、町長のお考えをお伺いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 澁谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、はり・きゅう・マッサージ等への助成についてですが、私どもは通常年齢を重ねますと心身の機能が低下し、病気やけがのリスクが高まります。各種資料によりますと、そのリスクが高まるのが老年に区分される65歳ごろのように理解しておりますが、町としてはそうしたリスクの高まる年代の方々に健康を維持していただくため、高齢者福祉施策の一環としてこの助成策を講じているところです。65歳以上の方々にはこうした制度を活用して体を整えていただき、お元気に生活を重ねていただきたいと存じます。

対象年齢の引き下げのご提案ですが、年齢を引き下げることは制度の意義や施策の位置づけを根幹から考え直すこととなりますので、現段階では現行制度を維持してまいりたいと存じます。どうかご理解をお願いいたします。

なお、現在、美郷町には65歳以上の方々が6,800人ほどいらっしゃいますが、高齢化の伸展により今後さらに増加することが見込まれているところです。現在、町では町民の健康対策として、総合健診や食生活改善を通じた生活習慣病予防活動を初め、専門家の指導によって、だれでも気軽に体力づくりを図れる美郷元気アップ塾や体を動かすことによって腰痛などを軽快させる操体法の普及にも取り組んでおります。本助成制度の対象となる方々も含めまして、こうした事業にぜひご参加いただき、健康の維持増進に努めていただきたいと存じます。

2点目の南部斎場への車いすの常備についてですが、現在のところ南部斎場のみならず、中央斎場及び北部斎場においても車いすは配置されていないようです。しかし、議員ご指摘のとおり、これら施設については、故人とのお別れを惜しむため多くの方々が訪れる施設ですので、体調のすぐれない方や、身体に障害をお持ちの方もいらっしゃるだろうと存じます。そうしたことを考

慮しますと、これまで配置されてこなかったことに課題があるものと存じますので、管理主体の広域市町村圏組合に対しまして、早急に配置していただくよう要望してまいります。ご指摘ありがとうございました。以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 14番澁谷俊二君、再質問ですか。許可します。

○14番（澁谷俊二君） 後段につきましては、大変前向きなご答弁をいただきましてまことにありがとうございました。

前段のこのはり・きゅう・マッサージについて、再質問をさせていただきます。

実は、町長もおわかりかと思えますけれども、近隣市、大仙市であれば65歳以上、仙北市であれば50歳以上、横手市では65歳、東成瀬は55歳と、このような助成年齢になってございます。

ただ、仙北市の場合は助成金額が少ないと。そして回数も少ない。大仙市は回数がかなり多いわけですけれども、今現在大仙市では、大仙市でしか施術を受けられないと、こういうことでございました。

実は、17年度の予算額、これ1,000万円近い予算額をこのはり・きゅう・マッサージに計上しておったわけですけれども、今回後日決算の審議があらうかと思えます。これは決算では570万円、差し引き420万円の不用額が出るわけでございます。まだかかっておりませんので、ちょっとあれですけれども、そうなれば、私どもからすれば、高齢者の健康がこれがよかったかなと思えるような金額でございますが、しかし、果して町民は、助成内容を把握しておるのかと、こういうことがひとつ考えられます。

また、それからこのように不用額が出たわけでございます。とすれば、今私が質問したいいろいろな点、もっと年齢を下げるというような見直しの検討もできるのではないかと。町長の先ほどの答弁に逆らうようなわけですけれども、できるのではないかと思いますけれども、そこら辺もう一度答弁お願いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、自席で結構です。

○町長（松田知己君） ただいま再質問いただきましたことにお答えしますが、議員ご指摘のとおり、近隣市町村との比較の中では美郷町よりも対象年齢が低いところ、そのかわりに助成額が低く、回数が少ない。あるいは美郷町と同じような助成内容をしているところ、それから、美郷町と同じ年齢で、かつ助成の回数が多いところ、さまざまあるわけですが、美郷町としては、これまでの経緯を踏まえ、旧3町村の状況を勘案して、今現在の制度にしております。

それから、先ほど話しさせていただきましたが、この制度そのものをどうした位置づけの施策にするのかという根幹の部分というのは一番施策を構築、展開する上で重要でありまして、先ほ

どの答弁と重なりますが、高齢者福祉の一環として美郷町では実施しているということにご理解
いただきたいと思います。

また、この制度について、町民がどれほど理解しているのかということについてですが、町と
しては毎年「ことしのまちづくり」という冊子を作成し、当該年度におけるさまざまな助成策を
初め、それから各種事業にどの程度の予算を割くのかということ町民が理解しやすいような配
慮をしながら冊子をお配りしております。そうした冊子をごらんいただくことで、この制度につ
いての周知は図っているところであります。

それから、不用額につきましては、逆にいいますと、それだけ腰痛、ひざ痛とか、少なくなっ
てきているという、あるいはまた別の手段をもってそういった対処をなさっているということで、
不用額が多いからすなわちその制度の根幹を見直す、あるいはその制度の内容を見直すというこ
とではないだろうというふうに理解しておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 14番澁谷俊二君。

○14番（澁谷俊二君） 先ほどの質問の中で、この春私もひざを痛めたと、こういうことを申し上
げました。そして、いろいろなところへ通いましたけれども、最後に立ち会った医院がございま
して、そこで四、五回通いました。四、五回ぐらいで治ると、これは実績というわけではござい
ませんけれども、そういうこともありますので、もし今後、そういういろいろな制度を考え直す
のであればひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（伊藤福章君） これで14番澁谷俊二君の一般質問を終わります。

◇ 深 沢 義 一 君

○議長（伊藤福章君） 次に、17番深沢義一君の一般質問を許可いたします。17番深沢義一君、登
壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 通告に従いまして質問をいたします。

冒頭の町長行政報告にもありましたように、合併して2年目の夏、去る8月15日、記念すべき
初めての美郷町全体での成人式が挙行されました。心身ともに立派に成長された300余名の前途
を祝うすばらしい、そしてまさに合併を実感させるよき式典でありました。また、その後の地元
先輩となるダンサーTOZAWAのすばらしいストリートダンスによる公演に感動し、そして、

そのTOZAWA君の積み重ねてきた努力に、継続は力なりを実感していただいたことと思うところであります。

さて、そのすばらしい若者たちが住むここ美郷の将来の根幹にかかわると思われる2点について1問1答により質問をいたします。

まず初めに、結婚問題についてであります。

この問題につきましては、合併前はもとより、合併後の一般質問でも2回ほど質問されており、今回で3回目となるわけですが、背景には言うまでもなく、少子化問題が根底にあり、また、将来の地域づくりにも大きな影響を及ぼすものと考えことから質問をいたすものであります。

町が行うすべての事業は将来につながるものであり、また、将来の不安を見据えての事業であります。そしてその町の原点は、家庭であり、家族であります。町としてもその家庭、家族が安心して将来とも暮らせる町を目指してさまざまな施策を実施しておりますが、ことこの結婚問題については、今一步実効性を探りながら取り組む必要があるのではないかと考えるところであります。現に私ども議員のみならず、町長初め町当局に皆さんにも「おいの兄さ嫁っこいねべかや」といった相談の言葉が幾度となくかけられておるのではないのでしょうか。それぞれの置かれた状況やプライバシーなど、デリケートな面もあり、簡単な問題ではありませんが、本人はもちろんのこと、親にとっては大変大きな悩みでもあることは言うまでもありません。将来1人で生きていくことになるかも知れない不安、そして親の心配、考えてみますと、大変大きな心配の種、大きな問題であろうかと思えます。

そうした中、町では出会いの場創出事業を実施し、結婚問題に取り組んでおるところであります。出会いの場を提供してもなかなか出会うというところまではいっておらないのが現状のようであります。特に、女性側からの出会いを求める行動は、時代背景もあり、非常に難しいように思うわけであります。そうしたことから、結婚相談員、私余りこの結婚相談員という言葉は好きではないんですが、パートナー推進員とでもいいですが、ネットワークを持つ結婚に対してのボランティア的な情報組織を立ち上げる。あるいはさまざまな組織、団体、会社、町内には独身男女の働いている企業も幾つかあります。合併してのスケールメリットを生かし、さまざまな組織、団体に呼びかけての結婚問題への連携した取り組みなど、まずはいま一步踏み込むべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

またあわせて、後継者、担い手にも及ぶことから、農業委員会会長にも同様の質問をいたします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの深沢議員からのご質問にお答えいたします。

結婚問題につきましては、議員ご存じのとおり昨年度から町で開催するさまざまなイベントなどの情報を提供し、それらへの参加や交流を通じて出会いのきっかけをつくってもらおうとする出会いの場創出事業「こみっと」を実施してきております。現在のところこみっとの登録会員は67名おりますが、男性が61名が女性が6名となっており、女性会員が極めて少ないのが現状です。そのため、ことし6月には町内の各事業所へのチラシ配布や訪問、県内のタウン情報誌等への広告掲載をして、女性会員の募集を実施しましたが、残念ながら女性の応募者はなく、今年度の交流事業はまだ開催していない状況です。

また、このような事業を実施しているほかの団体等におきましても女性の会員不足で悩んでおり、共通の課題となっております。さらに、議員ご指摘のとおりプライバシー保護の観点から、会員情報の管理のあり方、それから、このような交流情報をきっかけにした事件の発生など、事業推進に新たな留意点も生じてきているところです。

こうした状況を踏まえまして、町としましては、来年度に向けてこれまでの取り組みを総括し、見直しの検討をしてみたいと存じます。その検討の中で、議員ご提案のボランティア的な組織の活動を位置づけられるかどうか議論してみたいと存じます。

また、より広域的な観点で、今現在県町村会として、県にこうした趣旨での活動を県が展開できないかということについて要望する予定となっておりますので、そうした点もあわせてご理解いただきたいと存じます。以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 農業委員会会長、登壇願います。

（農業委員会会長 蒔野賢之輔君 登壇）

○農業委員会会長（蒔野賢之輔君） 深沢議員の質問にお答えをいたします。

町長のご答弁にありましたとおり、結婚問題につきましては、農家のみならず、美郷町全体の問題だと思っております。現在、農業後継者の確保も難しく、また、農業従事者が高齢化してきているのが今の状況でございます。また、個人情報保護法によりまして、情報の提供ができなくなっております。

こうした中で、農業委員会としては結婚相談員ということではなくて、農業委員活動の中でこのような事態を受けまして、農業相談という形でこれからも情報の交換をしてみたいと、こういうふうにも思っております。結果が出るように大いに努力していきたいと、こういうふうにも思

っております。以上でございます。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 1点目の結婚問題についての再質問ではございません。もう一言私の思いをちょっと述べて1点目については終わりたいと思います。

ことごとくぬくだまる美郷町、大きい合併でなくてよかったと思えるというのは、やはりネットワークのよさというふうな面があるかと思えます。結婚問題は確かにプライバシーという面、非常にデリケートな面はありますが、しかしながら、地域においてだれが独身なのかということは把握できる場所は実際にそうだと思います。「あっこの家でいい兄いる」「あっこの家でいい娘っこいる」そういうふうな情報の交換で具体的な話が進む可能性は大いに私はあると思えます。そういうふうなネットワークをぜひともつくっていただきたいと思えますし、私も先日知事とのトークでも知事にも同じようなことを申し上げましたが、結婚問題については、必ずしも美郷町においてのことだけのことでなくて、広い地域、大きく言えば日本全体の問題ではないかと思えますが、昔のような本当に仲人といいますが、引き合わせる、そういうふうな活動の起こせる組織をつくっていくということが、非常にこれからは大事なのではないかなと、そんなふう

に思えます。ライフスタイルの多様化、そしてデフレ状況のためというのもあると思えますが、仕事に追われて出会いの場を失っているように思えます。自分のことでありながら、なかなか出会う機会が持てない。そうしたことからまずは、できれば会わせることを目的にそういうふうなネットワークの構築を進めることが必要でないかと思えます。

また、最近ちょっと感じるんですが、母子、あるいは父子といった家庭もふえているようにも感じます。生きがいのあるこの町、美郷に住んでよかったと思えるような町にするためにも、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいものだなと、そう思います。

次に、集落営農と美郷ブランドについてであります。

集落営農につきましては、町としても率先して地域に出向き、説明を重ね、その結果、考え方、今後の地域農業のあり方についてかなり浸透し、町長の行政報告にもありましたように、実際の取り組みにも多数の組織が誕生しようとしているところのようでもあります。

さて、今後はその立ち上がった営農組織が後に続く組織の模範となるためにも安定的な経営が求められるところであり、そのための指針となる指導、助言という点も町の重要な責務であると思っております。私なりに今ある育苗ハウスの活用など、複合部門の確立は経営安定のためには欠かせないものと思えますし、また、町の指導、応援体制によっては、美郷ブランドの

確立へとつながるものと思いますが、今後の取り組みについての考えを町長にお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

集落営農と美郷ブランドについてですけれども、来年度から品目横断的経営安定対策に対応するために、現在、県や農業関係団体と協力をしながら集落営農組織などの設立に取り組んでいることは、議員ご指摘のとおりです。

そして、その集落営農といいますのは、その組織を設立することが目的ではなくて、設立した後の営農活動が継続的に安定して展開されるということが重要と認識しております。そのためには、稲作経営の効率化だけではなくて、農業所得の向上を見据えて、町のブランド品目も組み合わせた複合経営の確立が重要であると認識しているところです。

そうした複合経営の確立には、さまざまな技術指導に加えまして、経営的な指導も重要と存じます。そのため、県や農業団体と連携を図りながら、各種制度にかかわる資料、パンフレット、経理事務を進めるための手引き、さらには、ブランド品目を取り入れた場合の経営指標、それから県内の模範的な経営を紹介する優良事例など、必要な情報を提供していくように努めてまいりたいと存じます。とりわけ、直接的な経営指導については、県において経営指導の専門家がいらしゃいますので、そうした方々にそれぞれの組織内容に沿った指導をしていただくよう調整してまいりたいと存じます。

また、こうした取り組みの積み重ねの中で、町のブランド品目の栽培面積、あるいは出荷量が伸びまして、美郷ブランドが確立していくとともに、設立した集落営農組織が安定して経営展開されるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

なお、複合経営の導入に当たって、議員ご指摘のハウスの活用といったのも一つの手法であろうと存じますので、そうした点もあわせて、県の経営の専門家の指導についてそうした点も含んでの調整をしてまいりたいと存じます。以上もちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 再質問となります。

18年度において農業施策の一つとして、次年度への活用的財源とふうな私なりには見方、位置づけをしているんですが、販売額5%以内であります、ブランド品目出荷助成、あるいはブランド品目を作付することによっての10アール当たり1万1,000円という助成、そしてこれは集落営農に結びつくことではありますが、担い手の利用集積助成が10アール当たり5,000円という助成

金が今出されておるわけなんです、こうした助成というのは集落営農、そしてブランド品目の確立に当たっては非常に有効だと私は思っております。来年度のことというので、まだちょっとこれ12月定例のあたりが一番時期的にはいいのかなとは思いますが、あえてちょっと質問させていただきたいと思いますが、こうしたことへのもし今ご答弁できるのであれば、どうしても集落営農の経営安定に向けたお話しの中で、来年もこういうような形があるよということであれば、また話が一つ進むのではないかと、あるいは濃い中身になっていくのではないかと、そう思います。そういう観点から今申し上げました助成に対する考え方、大ざっぱな形でも結構ですので、答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 美郷町として、これまでも議員ご指摘のとおり、複合部門の定着に関する助成策を講じておりますが、その施策の求めるところは、いかに美郷町に複合経営が定着確立するかであります。町として今現在まだ複合経営の定着確立に絶対の自信は持っていない状況で、なお一層農業経営の基盤の強化に努めてもらいたいという認識でありますので、来年度におきましても何らかの形で複合部門の定着、普及、拡大に向けた助成策を講じたいと考えております。

また、産地づくり交付金を活用したさまざまな支援策も水田農業に関する協議会として支援策を講じておりますが、その協議会の中でもそうした水田農業の確立に向けて産地づくりという観点での助成策を来年度に向けてさらに検討をしてみたいと存じます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 額はともあれ、今平成18年度において助成されている項目については、でき得るならばぜひとも継続していただきたいものと私は思います。そして、でき得れば、そういう道筋が、考え方が、早い時期に示されればいろいろな組織をつくり上げていく上では非常に参考になるというか、追い風になっていく面があるのではないかと、そう思います。

もう1点再質問いたします。

町長の行政報告の中に、農政課関係で農地・水・環境保全向上対策事業につきまして、町内67団体 5,587ヘクタールの事業要望があり、県に報告とありましたが、町としてはこれは私なりにちょっと感じているのは、この事業については国が一方的に、余り県、あるいは末端の市町村の意向を聞かない中でぱっと進めたというようなことで、そういうふうに私認識しておるんですが、そういう意味では非常に町としても財源の確保に頭の痛いことだと思いますが、この集落営農を進める上で、必ずこれは取りざたされてくる大きな事業だと思います。逆に言えば集落営農にとって大きな財源になり得る事業なわけです。このことについての、これも大ざっぱな今現在の思

い、お考えということで結構ですが、これからの来年度についての町の取り組み、あわせてこの67団体、5,587ヘクタールというのは当町においての何%ほどを占めているのかということ最後に質問したいと思います。お願いします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 先ほど行政報告の中で、触れましたとおり、この事業につきましては、事前に農家の方々に手上げ方式でその要望をまとめるということでまとめた結果が報告させていただいた5,587ヘクタールでありました。この事業につきましては、集落営農の財源というよりも事業が持っている本来目的、農地・水、それに環境をあわせた形の中で、多面的機能を広く住民の方々に理解し、またみんなでその環境を保持していこうという観点でありますので、そうした趣旨のもとご利用いただけるのであれば、それは集落営農組織としての一つの考え方であろうというふうに考えております。

なお、この財源確保につきましても、非常に町にとりましては大きな課題であるわけですが、地方財政措置をしていただくよう、県を通じて国の方に要望している段階です。今後この事業の取り組みがどうした具体内容を示されるかにもよりますが、いずれ町としてはこの事業を推進する認識のもとで各集落から手上げ方式での要望を取りまとめているところでありますので、各地域、あるいは各団体におきましては、事業趣旨にかんがみ、適切な目的で活用していただけるように望んでいるところです。以上です。

割合につきましては、おおむね80%を超えている割合です。詳細の%がご入り用であれば、農政課長の方に答弁させますが、ご必要でしょうか。（「お願いいたします」の声あり）

では、農政課長の方に答弁させます。

○議長（伊藤福章君） 農政課長。

○農政課長（照井智則君） 農振地域内の対象水田の82%となっております。

○議長（伊藤福章君） 17番深沢義一君。

○17番（深沢義一君） よろしくお願ひしたいということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤福章君） これで17番深沢義一君の一般質問を終わります。

これにて昼食のため午後1時まで休憩します。

（午後 0時00分）

○議長（伊藤福章君） 会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 吉 野 久 君

○議長（伊藤福章君） 次に、16番吉野 久君の一般質問を許可いたします。16番吉野 久君、登壇願います。

（16番 吉野 久君 登壇）

○16番（吉野 久君） 議長、一般質問に入る前に資料の配付の方をお願いいたします。

○議長（伊藤福章君） 許可します。

○16番（吉野 久君） それと、皆様方にお知らせしますが、一般質問の要旨、私のところが「コミュニティFM局の開局の開設について」になっておりますけれども、正しくは「FM局の開設について」です。

それでは、通告書に従い一般質問を行います。

美郷町は、平成16年11月に合併し、現在1年と10カ月がたちました。ちょうど1年前の17年8月29日、美郷町町民憲章を制定し、9月2日、美郷町総合計画を議決しました。その町民憲章の趣旨にある「住民がお互いを尊重し、支え合いながらつくるまちづくり」や、総合計画に掲げた「町民のだれもが住んでよかった、住みつづけたいと思えるまち」づくりのためには、住民と行政が一体になって、初めて実現するものと考えます。そのかぎを握るのが広報、公聴ではないでしょうか。私はその一翼を担う役割として、行政主導で既存第三セクターか、新たな第三セクターで運営する地域密着と住民参画、町民の夢の実現を基本コンセプトにしたコミュニティFM放送局の開設を提案いたします。

コミュニティFM放送局とは、市町村など一部の区域に向けて超短波放送用周波数、いわゆるFM電波を使用した放送を行う放送局で、別名コミュニティFMや地域FMとも呼ばれています。平成4年1月の放送法の改正では、圏域放送のFM放送局と区分して定義を定め、同年12月に函館市のFMいるかが第1号として開局しました。圏域放送より設立基準や放送義務が緩和されたコミュニティ放送は、設備投資額が少ないこともあって、急激に増加し、現在全国に190局ほど開局しています。秋田県では湯沢市FMゆーとびあなど3局あり、いずれも民間経営ですが、全国的には約半数が第三セクターで運営されています。

当時の郵政省が発表したコミュニティ放送の免許方針の要旨では、市町村内の商業、業務、行政等の機能の集積した区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等においてコミュニティ情報、行政情報、福祉、医療情報、地域経済産業情報、観光情報など、地域に密着した情報を提供することを通じて、当該地域の振興、その他公共福祉の増進に寄与することを目的としています。これは本来行政が行うべき業務であり、それを補完する事業とも受け取れます。コミュニティFMがもたらす効果は、美郷町と美郷町民の夢と文化の創造はむろんのこと、おらほのFMとして認知されることにより、町民のまちづくり意識の高揚と連帯感の形成、そして一体感の醸成を育むものと考えます。そして、町民福祉の向上と産業の活性化に寄与することはもとより、コミュニティFM局の開設そのものが防災情報システムの構築になると考えています。今年度完成した美郷町地域防災計画では、今後の防災行政無線の設置を検討しています。

今回、私がコミュニティFMの開設を提案することは、町の総合計画や防災計画を変更する提案であり、以下、比較検討する材料としても私が思い描く具体的内容を提示いたします。

放送のコンセプトは地域に密着した報道を基本とし、美郷町の歴史と文化を再認識しながら今後のまちづくりに生かせる放送、また、小・中・高校生や若者の企画を尊重し、美郷町民の参画を基本として人づくりに生かせる放送。そして、芸術文化や社会教育・体育振興、農・工・商業の活性化、高齢者の生きがいづくりなど、あらゆる方面で美郷町の夢の具現化に生かせる放送です。

キャッチフレーズは、かつて私が京野大三町長の2期目の選挙時に草案した「まちづくり、人づくり、夢づくり」にしてはいかがでしょうか。

むろん課題もあるでしょう。まず、運営費です。コミュニティ放送が制度化された平成4年1月時点では、送信電力が1ワットでした。その後の規制緩和で20ワットまで拡大されましたが、それでも聴取エリアが狭いのが現実です。そのため、収入源のローカルスポンサー獲得が課題となるでしょう。

また、番組編成です。毎日、毎週の放送をいかに企画するか。当然、J-Waveなど既存放送の買い取り利用もあるでしょう。しかし、基本は地域に密着した放送局であり、企画力とオリジナリティある日々の番組作成が課題となります。

そして、後援体制づくりです。限られたスタッフでの運営は限度があり、ボランティア・サポーター組織の育成が課題となります。

主な事業収入は、自治体からの広報費と例えばNTTや東北電力などのナショナルスポンサー、

地域有名店やロードサイドショップなどのローカルスポンサー、スポットCMなどの広告料です。

また、美郷町出身者で首都圏などで活躍する個人、企業に協力してもらふるさとスポンサーの募集も考えられます。

そのほか、イベント企画や司会進行などの副収入もあるでしょう。

防災無線との比較ですが、美郷町地域防災計画に記載する移動系無線装置での防災無線設備計画の全体像を把握していないので、残念ながらコスト面での比較はできません。しかし、コミュニティFMは既存施設を利用した場合の設備費が2,000から3,000万円程度で防災無線より初期投資額が低く抑えられると考えています。運営費は第三セクターの企業努力次第ですが、民間企業が経営する湯沢市のFMゆーとびあは現在黒字経営だそうです。

また、災害時の広報力の有効度は、防災無線がまさると考えます。しかし、ライフラインの電力が寸断された阪神・淡路大震災や新潟中越地震では、携帯ラジオやカーラジオから聞くコミュニティFMのきめ細かな救援情報や安否情報が非常に役に立ち、被災者の心のよりどころになったと評価されました。

そして、日常の活用度はコミュニティFMが断然まさり、行政が提供する広報番組で常日ごろから防災意識の啓蒙に努めている市町村もあります。

ちなみに全国のコミュニティFMのほとんどが行政防災協定を締結しており、最近では初めから防災目的の趣旨で開設する市町村もあるほどです。

私は以上の観点から合併美郷町のまちづくり、基礎づくりのために、また災害の事前と事後を勘案した地域防災の上でも、コミュニティFM放送局を開設するべきだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のただいまのご質問にお答えいたします。

平成4年に制度化された通称コミュニティFM放送は、地域の特色を生かした番組を通じて、身近な情報提供を行うとともに、地域住民が番組に出演したり、番組制作にボランティアとして参加したりすることで住民みずからがまちづくりに貢献できる地域の情報通信手段として注目され、議員ご指摘のとおり、現在全国で190局、県内においては秋田市に2局、湯沢市に1局、計3局が開設されております。

また、こうしたコミュニティFMは議員ご説明のとおり、連帯感や一体感の醸成に加えまして、災害や緊急時にその被害の状況、あるいは避難指示などの必要な情報を即座に提供できる側面も

兼ね備えておりまして、優れたコミュニケーション手段の一つであると私も認識しております。しかし、これも議員ご指摘のとおりであります。これを現実の事業として考えていくには、運営体制やスポンサー確保を含めた採算性、初期投資財源の確保など、さまざまな課題解決が必要です。かつての議会定例会におきましても防災行政無線の整備について、一般質問もちょうだいしておりますが、昨年度策定した地域防災計画には、防災行政無線の整備について今後の設置について検討する旨定めておりますので、こうしたことも踏まえながらいろいろな課題への対処状況や現在の運営状況、住民の参画状況などを改めて県内の先事例を調査し、できるだけ詳しく状況を把握してまいりたいと存じます。その上で、議員ご提案の整備について、その是非を検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いします。

なお、現在のところですが、災害時の情報収集及び伝達については、早急に対応できる手法の一つとして、地域防災計画に基づきまして庁舎に無線局を開設するとともに、アマチュア無線有資格者及びタクシー会社とも近く協定を締結することとしておりますので、あわせて答弁させていただきます。以上です。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） ただいま町長から採算面を懸念するような答弁がございました。そこでまず、ごらんになっていただきたいのが、先ほどお渡しした資料です。これは、宮城県のFMいわぬまという放送局の資料なんですけれども、日本コミュニティFM協会のホームページから転載しております。注目すべき点です。

まず、1枚目の中ほどより少し上、送信所の所在地、これが岩沼市の役場の屋上になっております。

それから放送コンセプト、1枚目の1番下ですね。自治体と連携し、多様な地域情報を放送。特に防災についての体制の強化。

そして2枚目を見てください。

中ほど、自治体広報費、それからその上の年間経費、年間経費が3,100万円で、そのうち自治体広報費が2,350万円出しております。で、その上の業務組織組織内人数、経営企画課として2名、放送課として2名置いております。これ、私のあくまでも想定ですが、市が出向させて、きっとその人件費を出しているんじゃないのかなと考えます。まさしくこれは役場の、市役所の事業かなと思います。

で、その下の三つ目ですけれども、ナショナルスポンサーとしてふだんナショナルスポンサーというのは大企業を想定するわけですが、ナショナルスポンサーとして岩沼市を記名しておりま

す。そして、一番最後の段、岩沼市と防災協定を締結。岩沼市役所内に緊急放送システムあり。私この資料をほとんどのホームページを拝見させていただきました。この資料を見まして、これはまさしく町の自治体の事業としてやっている放送局だなと感じました。

今、美郷町にもホームページございます。そのホームページの中にバーナー広告を募集しております。で、やはり自治体もそういうような形でほかから収入を得るようなことしております。ただ、このコミュニティFMについては、自治体そのものには認可されないはずで、多分民間企業が第三セクターにしか放送は認可されないと思っております。そこで、きっとその受け皿として新たな第三セクターを設立し、ほとんど自治体の事業としてやっている。それほど防災無線で重要視しながらつくっているんじゃないかなと思っております。毎日の放送でいざとなったらラジオを持って出てください。いざとなったらこういうようなことをしてください。そういうのが浸透した場合には、非常に有効な防災システムになると私は考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 先ほどの答弁でも触れましたが、コミュニティFMについての議員ご説明の機能につきましては、私も認識しているところであります。ただ、岩沼市の事例がどのような内容かは詳細を把握しておりませんので、コメントしづらいわけですが、岩沼市が防災に対してこのコミュニティFM以外のところでどういった対応をされているのか、また、自治体広報費として2,350万円出されてまして、年間経費の8割方がその広報費で賄われている状況ですが、そうした支出が市財政においてどの程度のウエートにあるのか。また、美郷町にとりましては、ほかの事業、それから施策の中で経常収支比率が96.1%という状況の中で、こういった、仮に岩沼市と同規模のコミュニティFMをやる場合に、経常的にほぼ同額の形を支出可能なのかどうかといったことも幅広く、また客観的に、そして行政全般にわたっての評価をした上で、このコミュニティFMに対する考え方を整理することが肝要と存じますので、まずは先行事例を調査させていただき、それに町の身の丈、規模、将来の財政状況を俯瞰しながら、この事業をどうするかということを議論させていただきたいと存じます。

○議長（伊藤福章君） 16番吉野 久君。

○16番（吉野 久君） 町長の考え方はわかります。で、本当にいろいろ検討する私は価値があると思っておりますが、で、いろいろ私そのほかにも調べました。

例えば、資本金です。民間企業で最低で1,000万円、株式会社になる資本金で設立したところもございます。最高は5億円もらっているところもございました。これも民間です。で、ただ、

先ほども言いましたように、この事業は本当に自治体が絡んでいる事例が半数ほどでした。そしてまた美郷町にはその受け皿となる第三セクターも、既存第三セクターも私は想定されるなども思っています。

で、この質問の中でいいましたように、湯沢市のFMユートピアは黒字経営になっております。町長が検討するということでしたけれども、行政用語の中に、これは前後松議長の言葉なんですけれども、他人にやらせて見守る。自分たちは何もしないことを「見守る」というそうです。それから要望された書類をただ机の上に積んでおくことを「配慮する」そして、見通しはないが努力することを印象づけることを「鋭意努力する」というそうです。それで近い将来実現する方向で検討することを「前向きに検討する」と、そういうふうに前後松議長さんがおっしゃってありましたけれども、ぜひ前向きに検討することをお願いいたしまして、終わります。

○議長（伊藤福章君） これで16番吉野 久君の一般質問を終わります。

◇ 泉 美和子 君

○議長（伊藤福章君） 次に、8番泉 美和子君の一般質問を許可いたします。8番泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

○8番（泉 美和子君） 私は三つの問題について一般質問をいたします。

初めに、障害者自立支援法の対応についてお伺いいたします。

障害者自立支援法が10月から本格施行となります。既に、4月から原則1割の応益負担が導入され、大幅な利用者負担増による施設からの退所や報酬の激減による施設経営の悪化など、深刻な問題点が噴出しています。NHKテレビでも自立支援法の実施で福祉の現場に異変などと、負担増で施設を退所せざるを得なくなった実態などが放映されていましたが、障害者自立支援法は、障害者の自立を阻み、生存権の侵害ともいえるべき深刻な問題を引き起こしています。

厚生労働省が6月下旬に実施した自治体アンケート調査では、半数を超す都道府県が利用者負担増による退所者、利用抑制の事態が生まれていると報告していますが、当町での状況はどうでしょうか。障害者福祉施設への通所をやめたり、退所したりといった事態はないのかどうか、具体的に状況をお伺いいたします。

10月からは、市町村の事務事業である障害程度区分認定とこれに基づく支給決定、地域生活支

援事業の開始などが始まり、自治体の責任も一層問われることとなります。知的及び精神障害者の障害程度区分認定において、第1次判定における国の106項目の質問項目では、適正に判定されず、低くなるおそれがあるなどの不安の声が出されていますが、どのような問題があると認識していますか。判定結果に基づき、退所などの問題が生じる場合の受け皿と今後の対応についてお伺いいたします。

地域生活支援事業の実施に当たり、その内容と詳細をお伺いいたします。

また、この事業の利用料について、1割の応益負担ではなく、独自軽減策をとる自治体が相次いでいます。長野県の上田市では、原則5%の負担で、事業によっては住民税非課税世帯は無料。また、埼玉県では、手話通訳などについて聴覚障害者への情報保障であり、有料化にはなじまないとして、従来どおり利用者負担を求めない。このように文書でまとめています。また、川崎市や京都市なども無料の方針をとっています。利用料は障害者の立場に立ち、応能負担の原則に基づく無料、または低廉な利用料を設定することが求められていると思いますが、お考えをお伺いいたします。

障害者が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援を行うという自立支援法の目的を真に実行させるためには、応益負担の見直しなど、国に法制度の抜本的見直しを求めていくことが急務だと思いますが、同時にサービス後退を可能な限り食いとめるために、地方自治体も利用者負担軽減などの措置を講じることが不可欠だと思います。このことについては、3月議会でも質問をいたしました。国の一定の軽減策があるので、独自は考えていないとの答弁ですが、国は負担上限、また幾つかの減免措置を講じていますが、介護保険との統合を視野に入れた基準設定がなされているために、高齢者、一般に比べて所得が少ない障害者にとっては負担増は否めません。全国では、独自に利用料の負担軽減を実施している自治体は5月末現在の調べでは8都府県、243市町村にのぼっています。さらに、ふえているのが現状であり、この9月議会に予算措置をする自治体も広がっています。当町でも独自の軽減策を講じるよう求めるものですが、お考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 泉議員からのご質問にお答えいたします。

障害者自立支援法の対応についてですが、1点目の利用状況についてですが、3月においては、障害者施設の入所、または通所サービスを利用している方は104名でした。3月までにサービスを利用していた方で、障害者自立支援法施行後の4月以降に既設の通所サービスを利用していな

いは5名います。利用していない理由としては、介護保険サービスの利用、一般就労の準備等が理由で、利用者の負担増加によるものでないと把握しております。また、施設入所者では退所した方はおりません。

2点目ですが、ご指摘のとおり判定に使われる質問項目は介護の必要性、つまり介護度を判定するもので、身体障害者と異なり、知的障害者や精神障害者など、見た目には障害の程度がわからない方については正確に判定されないのではないかと不安がりましたが、2次判定において医師の意見書や精神症状、日常生活能力の程度、生活上の障害、あるいは対象者の一般的な生活状況を把握するための概況調査表を踏まえて判定することにより信頼性のある判定結果になると考えております。

また、現行の支援費施設利用者については、経過措置として平成23年度までの間、継続して利用が可能で、障害程度区分が低い場合施設利用ができなくなる利用者については、利用施設と連携を図りながら制度を活用してグループホームやケアホームの利用や通所系サービス利用を進めていきたいと考えております。

3点目の地域生活支援事業の実施についてですが、必須とされている相談支援事業については、身体及び知的障害者の相談、支援はこれまでどおり障害者福祉施設サン・ワークなど関係機関と協力し、町が主体となっていくとともに、精神障害者については横手市の地域生活支援センターのぞみへの委託を考えております。

コミュニケーション支援事業である手話通訳者派遣事業は、県福祉保健部の派遣事業を活用する予定です。

また、日常生活用具給付事業については、これまでどおり実施していきます。

なお、利用者負担については、他サービスの利用者負担との整合性を図るため1割負担とする予定です。

移動支援事業については、これまでどおりホームヘルプサービスで対応していきたいと考えていますが、社会福祉協議会が行っている移送サービス事業との調整が今後必要になると考えております。

また、新規事業で障害者のデイサービスやボランティア活動支援などを行う地域活動支援センター事業は、町直営では実施施設や職員配置が困難なことから委託の方向で検討中です。

そのほかの事業である訪問入浴サービス、養護学校生徒の放課後支援等である日中一時支援、声による広報読み上げサービス、自動車免許取得や改造助成等もこれまでどおり実施していくほか、新規事業として介護給付支給決定者以外の人について、日常生活に関する支援を行う生活サ

ポート事業も行います。

ただ、スポーツレクリエーション教室、芸術文化講座の開催など、現在実施していない事業については、来年度に向けて検討することにしております。

今までお答えした中で、利用者負担をお願いする事業は、日常生活用具給付のほか、訪問入浴サービス、日中一時支援事業、生活サポート事業、新体系へ移行しないデイサービス施設利用者に対する経過的デイサービス事業ですが、いずれも1割の利用者負担とする予定です。

なお、利用者が最も多いのは日常生活用具の給付ですが、現在のところこのサービスを利用している方で大きな負担の増額となる方はいないものと見込んでおります。

4点目の町独自の支援策ですが、障害者自立支援法においても負担上限額の設定や定率負担の個別減免、食費、光熱水費に対する補足給付、社会福祉法人減免など、低所得者への負担軽減が図られていますので、現在のところは町独自の軽減は考えておりません。まずは、制度運用の推移を見守りたいと存じます。以上で答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 8番 泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 利用料の独自支援ですけれども、3月議会と同じようなことになるわけですけれども、町長は3月議会でもでしたが、障害者自立支援法そのものが応益負担ということに対して障害者福祉に限らず応益がいいのか、応能がいいのかということは簡単には述べられないというようなご答弁だったと思いますけれども、4月の実施から現在に至る全国の状況では、やはり応益負担により大変な障害者の負担がふえて、多くの障害者団体、国民の要求となっている自治体で助成策が進んできていると。

それから、そのことがまた大きな動きとなって、国が今度10月から実施されることになる障害児の施設の利用ですね。その軽減策がもちろんあるわけですけれども、その軽減策をさらに拡大したということが発表されました。食事代、それから光熱費、そういうことの負担を拡大するということが、利用の軽減を拡大するということが発表されています。だから大きなやっぱり障害者に応益がいかに負担になっているか、当町ではなかなか都会と比べても人数的にも利用者数としては少ないわけですけれども、いずれこの制度が生活をしていく、普通に暮らしていくという、そういう障害者の生活を脅かすことには変わらないわけですので、ぜひ、同じような答弁だとは思いますが、町独自の支援策というものを検討していただきたいと思います。

障害者にとってはやっぱり健常者と同じ土台に立って普通に生活していくということ、そのことがもう大変な状況なわけで、その自立のためのサービスがお金がかかるということであれば、それはもうそこで差別が生じていることだと思いますけれども、そういうことを考えて町長、い

かがお考えでしょうか。その応益負担とのあり方とあわせてですけれども。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 国がこのたびの法律の制定並びに施行に関して、一つの考え方を持って全国的に法律展開を事業展開をされているというふうに理解しておりますので、町として国が考えている趣旨に対する事業展開がまず必要であるというふうに考えております。で、これまでの事業の推進経過を踏まえて、この制度に対する町の評価というのはまだできないというふうに考えておりますので、先ほど答弁いたしましたとおり、制度運用の推移を見守りたいということではご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） いずれ、これから制度が実施されていく中で、いろいろなまた問題が出てくると思いますので、ぜひこの点を今後の検討課題にしていきたいと思います。

2番目の質問に移ります。

学校給食センターの統一の問題です。

このことについては、昨日の協議会で説明がありましたけれども、質問通告に基づいて質問をいたします。

来年度からの新体制に向けて職員の労働条件や給料など、待遇の後退がないように、ぜひとも体制をとっていただきたいということを求めるものですが、業務の委託先とあわせて、どのような検討をしているのかお伺いいたします。

また、六郷地区の児童・生徒は弁当方式と食缶方式に分かれるわけですが、児童・保護者など、関係者に対する説明などが行われているのか、十分な理解が得られているのか、お伺いいたします。

さらに、給食費についても昨日説明がありましたけれども、景気低迷が続くもとで新たな負担増とならないよう求めるものです。以上についてお伺いいたします。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校給食センターについてですが、学校給食の調理業務は現在それぞれ千畑ヘルス観光株式会社、六郷学校給食協会、仙南学校給食協会に委託しておりますが、来年度からは新たに仮称ですが、美郷町学校給食協会を立ち上げ、統一してそちらに委託したいと考えております。それに伴う現在の調理職員の処遇についてですが、現委託先との協議を踏まえまして、新委託先として予

定される美郷町学校給食協会の雇用条件で採用を検討したいと考えております。

また、臨時及びパートの方々につきましては、職員の雇用状況が固まってから検討したいと考えております。

食材の納入方法についてですが、一般食材の加工、冷凍食品については、納入希望の町内、町外業者より登録していただき、見積もり徴取を行いまして、最低価格者より購入いたします。一般食材の野菜、果物、精肉等については、納入希望の町内業者より登録していただきまして、見積もり徴取を行い、価格を決定することとし、購入先については登録業者の輪番制をいたします。

地産地消については、新たに町内の農産物直売所の皆さんが組合等を設立する動きがあるようですので、それが設立するまでは従来同様の方法により納入いただける個人、生産組合、農協より購入することとし、設立後においては組合等と協議してまいりたいと考えております。

なお、新たに立ち上げる美郷町学校給食協会の調理職員の就業規則、給与等については、今後の調整事項ですが、現在、調理員が所属している団体や会社の就業規則、給与等に大きな隔たりがありますので、全体的にバランスをとる観点に留意した調整が必要ではないかと考えております。

次に、配食方法ですが、千畑学校給食センターが弁当方式で供給しており、それに伴い六郷小学校と六郷東根小学校が食缶方式から弁当方式に変更となります。教育委員会では、それぞれの学校のPTA時にこのことを説明申し上げており、さらに7月23日には六郷小学校を会場に2校合同の保護者弁当試食会を実施しております。おおむねご理解いただけたものと考えており、ご意見やご提言を参考に、よりよい給食の提供を目指してまいります。

次に、給食費についてですが、現在、千畑学校給食センターは小学校 255円、中学校 290円、仙南学校給食センターは小学校 260円、中学校 295円、六郷学校給食センターは小学校 255円、中学校 280円です。今後は仕入れ方式の統一、地場産食材の利用、食材の流通価格の動向、必要栄養素の確保など、総合的に考慮し、小学校 255円、中学校 285円にしたいと考えております。いずれ給食費は食材購入分としていただいておりますので、最終的にすべて児童・生徒の体づくりに還元されていきますので、ご理解願いたいと存じます。以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 8番 泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） きのうちも質問いたしましたけれども、新協会の設立ということで、その新協会の中身ということをお伺いしましたら、任意団体ということでしたが、具体的にどのようなことを、どういうやり方、事務局など、どういうふうになろうとしているのか、もしお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 任意団体ということで、法人格ではないということです。

それから、事務局につきましても昨日の協議会でもお話しさせていただきましたが、今後の検討課題であるということで、まだきちんとした詰めを行っておらない状況ですので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） いずれ、任意団体というのは、何といいますが、表現ちょっとよくわからないんですけども、まるっきりの民間といいますが、給食業務を一手に引き受けている大手業者みたいな、そういうのではないという、今のような現在のようない団体といいますが、給食協会、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 現在、千畑学校給食センターの調理業務は株式会社に委託しておりますが、仙南学校給食センター並びに六郷学校給食センターは任意団体である仙南学校給食協会、それから任意団体である六郷学校給食協会に委託しておりますので、そういった意味での任意団体であるというふうにご理解いただきたいと存じます。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） いずれ具体的なことはこれからということでありましてけれども、何度も言いますが、その処遇について一番六郷の給食協会がなくなるということで、職員がそのことによって労働条件が後退していくことのないように求めるものですが、最低現状維持といいますが、給料とかそれから労働条件の現状維持ができるということを強く求めたいと思います。

最後の質問にいきます。

教育基本法の改正について伺います。

小泉内閣が国会に提出した教育基本法改正案はこの秋の臨時国会で継続審議が行われることになりましたが、大きく二つの問題があると思います。

第1は、徳目を列挙し、その中に国を愛する態度を入れていることです。それを学校、子供に義務づけるやり方が盛り込まれていることです。時の政府によって特定の内容の価値観が子供たちに強制されることになり、憲法で保障する思想・良心・内心の自由への侵害が生まれてきます。

第2の問題点は、教育への国の無制限の介入を可能にしていることとあります。現行の基本法には教育は不当な支配に服することなく、国民全体に直接責任を負って行われるべきとありま

す。これは、国家権力による介入を排して、教育をやらなければならないということであり、政府案は、「直接責任を負って」を削除し、教育内容へ介入できるようにしようとしています。

そこで、教育長にお伺いいたします。

これまで教育基本法を変えなければ当町の教育で「困る」「不十分」ということがあったでしょうか。

国会で日本共産党の志位委員長が「通知表に国を愛する心情を評価している。このことは間違っている」と質問をし、小泉首相が「あえてこういう項目を持たなくてもいいのではないか」と答弁をしています。当町で使っている通知表に国を愛する心の評価例があったかどうかお尋ねいたします。

国会審議を通じてなぜ今教育基本法の改定が必要かということが政府案では明確になっていないという批判もあります。憲法改正の先取りとも言われています。憲法と一体となっていると云える教育基本法の改正には慎重に、十分時間をかけて審議すべきだと思いますが、見解をお伺いいたします。

また、教育基本法を変えるために、教育委員会などに説明があり、質問や意見を述べる場があったかどうか、このこともあわせてお伺いいたします。以上です。

○議長（伊藤福章君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 高橋福雄君 登壇）

○教育長（高橋福雄君） ただいまのご質問に対してお答え申し上げます。

我が国の教育基本法は制定されてから半世紀以上がたち、その間教育を取り巻く環境が大きく変わっております。国では新しい時代に対応できるように、基本法の改正が必要であるとしております。

これはいわゆる教育の憲法であり、その例に従って、等しく国全体の教育が育まれるべきであると私は思います。教育のありようについては、人によって、立場によっていろいろな考え方があるわけではありますが、この改正に当たってはより高度で専門的識見のある方々が十分検討された結果でありまして、私ども一町村の教育委員会が論じるレベルの問題ではないと考えております。したがって、この改正の内容について個々に意見を述べることは差し控えさせていただきたいと思っております。

そのような観点から、ご質問の第1点目については割愛させていただきますが、仮に、改正しなければ困ること、あるいは不十分なことがなかったとしても、時代の変化に即応して改正がなくてはならないと考えるべきと考えます。

次に、第2点目の通知表の件であります。美郷町管内の小中学校では、国を愛する心を評価するような記述はありません。が、しかし、人が人を愛し、家族を愛し、郷土を愛し、国を愛することは人として当然のこととっております。

次の第3点目であります。議員お考えのとおり、教育基本法は我が国の教育の基本を担うものであり、すべての教育法規の基本であります。したがって、慎重には慎重を期して審議すべきものと私も考えております。

最後の第4点目でございますが、教育基本法改正の件について説明や意見の聴取の場があったかどうかということでございますが、国や県から公式なものはありません。ただ、マスコミや第三者機関からのアンケート調査はあったと記憶しております。いずれにいたしましても、教育基本法の改正につきましては、将来に向かって新しい時代の教育理念を明確にし、国の未来を切り開く教育を実現していくために非常に大事な議案でありますので、教育委員会としても今後の動向を注視してまいりたいと思っております。以上、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（伊藤福章君） 8番泉 美和子君。

○8番（泉 美和子君） 愛国心の問題ですけれども、国を愛する心情の問題ですけれども、今人として人を愛する気持ちという、そのことはもちろん大事な当たり前のことですが、今政府案で問題になっているのは、そのことを法律に目標として書き込んで、達成を義務づけるということが問題になって、価値観をまず押しつけるということですね。法律にそういうことを書き込めば、それが強制になる。そういうことが問題ということで、そういうところが一番の今教育基本法改訂の中の政府案の問題ではないかと言われていることだと思います。これから、当町の子供たちの教育に本当に直接かわることですので、これからはぜひ子供たちに配慮した本当に強制ではない思想、信条、教育基本法を今の基本法に本当に基づいた教育が本来しっかりとやられていれば、改訂は必要ないと、こう私は考えるものですが、そのことを申し上げて終わります。

○議長（伊藤福章君） これで8番泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

○議長（伊藤福章君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

11日午後1時本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時54分)

